

各関係団体 様

北海道経済部長 山岡 庸邦

国の事業復活支援金の周知について(依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、国では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給する「事業復活支援金」を創設し、その概要がこのたび公開されましたのでお知らせいたします。

今後のスケジュールといたしましては、令和4年1月24日の週に制度詳細(申請要領、給付規程等)の公表を行い、令和4年1月31日の週から通常申請の受付を開始する予定です。

情報が更新されましたら、改めてお知らせいたしますが、事業者の皆様には積極的にご活用いただきたいと考えておりますので、会員事業者の皆様への周知についてご協力をお願いいたします。

また、以前からご案内しておりました「道特別支援金(A・B・C)」について、令和4年1月31日(月)が申請期限となっております。

こちらにつきましては、申請期限が迫っておりますので、改めて会員事業者の皆様へ周知をしていただきますようご協力をお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 「事業復活支援金」の案内チラシ
- (2) 「事業復活支援金」の概要について

2 参考

- (1) 経済産業省「事業復活支援金」ホームページ
<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>
- (2) 「事業復活支援金」事務局ホームページ
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html
- (3) 「道特別支援金」ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/esk/tokubetsushienkin/01top.htm>

地域経済局中小企業課
電話：011-206-0494 (直通)
担当：渡会

コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面および
制度概要資料をご覧ください。

* 対象者：新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した
 事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額：

➤ 上限額

売上高減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式：

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2} \text{の売上高}) \times 5$$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
 （対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
 （基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

* 申請方法：登録確認機関^{※1}による事前確認の後、
 申請用のWEBページ^{※2}から申請いただけます。

※1 1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定

※2 通常申請の受付開始時（1月31日の週に開始予定）に、事務局HPにて開設予定

➤ 必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、
 履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書
 対象月の売上台帳等 ほか

注：申請される方の状況（一時・月次支援金の受給や登録確認機関との
 継続支援関係[※]有無、その他特例を用いる場合など）により必要書類
 は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。

※ 具体的には、特別の法律により設置された機関の会員・組合員や、法律に基づく士業の顧問先、
 金融機関の事業性融資先、登録確認機関の反復継続した支援先など。
 （詳しくは制度概要資料をご確認ください。）

* 開始時期：1月24日の週

制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表予定

事前確認の受付開始予定

1月31日の週

通常申請の受付開始予定

（特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し）

事業復活支援金事務局HP：<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】 TEL：0120-789-140（IP電話から※：03-6834-7593 ※通話料がかかります）

【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140（IP電話から※：03-4335-7475 ※通話料がかかります）

いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時00分（土日、祝日を含む全日対応）